

久喜市議会
令和7年11月定例會議追加議案
(令和7年12月23日上程)

議 案 目 錄

議案第 7 3 号	令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号） について	1
議案第 7 4 号	令和 7 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 4 号）について	2
議案第 7 5 号	令和 7 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)について	3
議案第 7 6 号	令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 2 号）について	4
議案第 7 7 号	令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補 正予算（第 2 号）について	5
議案第 7 8 号	令和 7 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 4 号）について	6
議案第 7 9 号	令和 7 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	7
議案第 8 0 号	久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例等の一部を改正する条例	8
議案第 8 1 号	久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例	10
議案第 8 2 号	久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについて	23
報告第 2 5 号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること）	24

議案第 7 3 号

令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和7年度久喜市一般会計補正予算(第8号)を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 2 3 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第74号

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和7年12月23日提出

久喜市長 梅田修一

議案第 75 号

令和 7 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 23 日提出

久喜市長 梅田修一

議案第 76 号

令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 23 日提出

久喜市長 梅田修一

議案第 77 号

令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 23 日提出

久喜市長 梅田修一

議案第 78 号

令和 7 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 4 号）について

令和 7 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 23 日提出

久喜市長 梅田修一

議案第 79 号

令和 7 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 23 日提出

久喜市長 梅田修一

議案第80号

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の230」を「100分の235」に改める。

- (1) 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)第5条第2項
- (2) 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)第6条第2項
- (3) 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)第6条第2項

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

- (1) 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
- (2) 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例第6条第2項
- (3) 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬等条例」という。)、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(以下「改正後の市長等給与等条例」という。)及び久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の議員報酬等条例、改正後の市長等給与等条例又は改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例又は久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例、改正後の市長等給与等条例又は改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月23日提出

久喜市長 梅 修 一

提案理由

一般職職員の手当額との権衡を考慮し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第81号

久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同項ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第17条の4第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	195,800	272,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	273,300	311,300	334,400	368,500	422,600	473,300
	3	198,100	274,300	312,700	336,200	370,100	424,500	474,600
	4	199,200	275,300	314,100	337,900	371,700	426,300	475,900
	5	200,300	276,300	315,500	339,600	373,300	428,100	477,200
	6	202,000	277,300	316,600	341,300	375,100	429,900	478,400
	7	203,600	278,300	317,600	343,000	376,600	431,700	479,400
	8	205,200	279,300	318,800	344,600	378,200	433,500	480,100
	9	206,700	280,300	320,000	346,200	379,500	435,100	480,800
	10	208,400	281,300	321,600	347,900	381,100	436,600	481,500
	11	210,000	282,200	323,200	349,600	382,700	438,100	482,100

12	211, 600	283, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600	482, 800
13	213, 100	284, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100	483, 400
14	214, 800	285, 200	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400	484, 000
15	216, 500	286, 200	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700	484, 500
16	218, 200	287, 200	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900	485, 100
17	219, 400	288, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100	485, 700
18	221, 000	289, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400	486, 300
19	222, 600	290, 800	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700	486, 700
20	224, 100	292, 000	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900	487, 200
21	225, 600	293, 200	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100	487, 600
22	227, 200	294, 500	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900	487, 900
23	228, 800	295, 700	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700	488, 200
24	230, 400	296, 900	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500	488, 600
25	232, 000	297, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100	489, 000
26	233, 700	299, 100	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	489, 400
27	235, 000	300, 300	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	489, 700
28	236, 300	301, 600	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	490, 100
29	237, 600	302, 900	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	490, 700
30	238, 700	303, 900	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	490, 900
31	239, 800	304, 900	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	491, 200
32	240, 900	305, 900	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	491, 600
33	242, 000	307, 000	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	492, 000
34	243, 300	308, 200	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	492, 400
35	244, 700	309, 300	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	492, 700
36	246, 100	310, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	493, 100
37	247, 500	311, 600	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	493, 400
38	248, 900	312, 900	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	493, 800
39	250, 300	314, 200	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	494, 100
40	251, 700	315, 500	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	494, 500
41	253, 100	316, 700	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	494, 900
42	254, 300	318, 000	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	495, 300
43	255, 600	319, 300	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	495, 600
44	256, 900	320, 600	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	496, 000
45	258, 100	321, 900	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	496, 300
46	259, 300	323, 100	375, 400	393, 300	420, 100	463, 400	496, 700
47	260, 500	324, 400	376, 300	394, 000	420, 400	463, 700	497, 000
48	261, 700	325, 500	377, 300	394, 700	420, 700	464, 000	
49	262, 800	326, 400	378, 200	395, 200	420, 900	464, 300	
50	263, 900	327, 700	378, 900	395, 800	421, 200	464, 700	

51	265, 000	329, 000	379, 600	396, 400	421, 400	465, 000	
52	266, 100	330, 300	380, 200	397, 100	421, 700	465, 300	
53	267, 000	331, 400	380, 600	397, 500	421, 900	465, 600	
54	268, 000	332, 700	381, 200	398, 100	422, 200	466, 000	
55	269, 000	333, 900	381, 800	398, 700	422, 500	466, 300	
56	270, 000	335, 100	382, 500	399, 200	422, 800	466, 600	
57	271, 000	336, 400	382, 800	399, 600	423, 000	466, 900	
58	271, 900	337, 400	383, 500	400, 200	423, 300	467, 300	
59	272, 700	338, 500	384, 200	400, 800	423, 600	467, 600	
60	273, 600	339, 600	384, 800	401, 300	423, 800	467, 900	
61	274, 400	340, 300	385, 100	401, 700	424, 000	468, 200	
62	275, 200	341, 200	385, 600	402, 200	424, 300	468, 600	
63	276, 000	341, 900	386, 200	402, 700	424, 600	468, 900	
64	276, 700	342, 700	386, 800	403, 300	424, 800	469, 200	
65	277, 400	343, 500	387, 100	403, 600	425, 000	469, 500	
66	278, 200	343, 900	387, 700	404, 000	425, 300	469, 900	
67	279, 000	344, 400	388, 400	404, 300	425, 600	470, 200	
68	279, 600	345, 100	389, 000	404, 700	425, 800	470, 500	
69	280, 300	345, 900	389, 400	405, 000	426, 000	470, 800	
70	281, 100	346, 600	389, 900	405, 300	426, 300	471, 200	
71	281, 800	347, 300	390, 500	405, 600	426, 600	471, 500	
72	282, 500	347, 900	391, 000	405, 800	426, 800	471, 800	
73	283, 200	348, 400	391, 500	406, 000	427, 000	472, 100	
74	283, 900	349, 000	392, 100	406, 300	427, 300	472, 500	
75	284, 600	349, 500	392, 500	406, 600	427, 600	472, 800	
76	285, 300	350, 100	392, 800	406, 800	427, 800	473, 100	
77	286, 000	350, 400	393, 200	407, 000	428, 000	473, 400	
78	286, 600	350, 900	393, 700	407, 300	428, 300		
79	287, 300	351, 200	394, 100	407, 600	428, 600		
80	287, 900	351, 600	394, 500	407, 800	428, 800		
81	288, 600	352, 000	394, 900	408, 000	429, 000		
82	289, 200	352, 500	395, 400	408, 300	429, 300		
83	289, 900	353, 000	395, 800	408, 600	429, 600		
84	290, 600	353, 500	396, 200	408, 800	429, 800		
85	291, 100	353, 800	396, 500	409, 000	430, 000		
86	291, 700	354, 200	396, 900	409, 300	430, 300		
87	292, 300	354, 600	397, 300	409, 600	430, 600		
88	293, 000	355, 000	397, 600	409, 800	430, 800		
89	293, 600	355, 300	398, 000	410, 000	431, 000		

90	294, 200	355, 700	398, 400	410, 300	431, 300		
91	294, 800	356, 100	398, 800	410, 600	431, 600		
92	295, 500	356, 500	399, 100	410, 800	431, 800		
93	296, 100	356, 700	399, 500	411, 000	432, 000		
94	296, 700	357, 100	399, 900	411, 300	432, 300		
95	297, 200	357, 500	400, 300	411, 600	432, 600		
96	297, 700	357, 900	400, 600	411, 800	432, 800		
97	298, 200	358, 100	401, 000	412, 000	433, 000		
98	298, 800	358, 400	401, 400	412, 300	433, 300		
99	299, 300	358, 800	401, 800	412, 600	433, 600		
100	299, 900	359, 100	402, 100	412, 800	433, 800		
101	300, 300	359, 400	402, 500	413, 000	434, 000		
102	300, 800	359, 800	402, 900	413, 300	434, 300		
103	301, 300	360, 200	403, 300	413, 600	434, 600		
104	301, 900	360, 600	403, 600	413, 800	434, 800		
105	302, 400	361, 100	404, 000	414, 000	435, 000		
106	302, 800	361, 500	404, 400	414, 300	435, 300		
107	303, 100	361, 900	404, 800	414, 600	435, 600		
108	303, 400	362, 300	405, 100	414, 800	435, 800		
109	303, 600	362, 800	405, 500	415, 000	436, 000		
110	303, 900	363, 200	405, 900	415, 300	436, 300		
111	304, 100	363, 500	406, 300	415, 600	436, 600		
112	304, 400	363, 800	406, 600	415, 800	436, 800		
113	304, 600	364, 200	407, 000	416, 000	437, 000		
114	304, 800	364, 600	407, 400		437, 300		
115	305, 100	365, 000	407, 800		437, 600		
116	305, 300	365, 400	408, 100		437, 800		
117	305, 600	365, 700	408, 500		438, 000		
118	305, 800	366, 100	408, 900		438, 300		
119	306, 100	366, 500	409, 300		438, 600		
120	306, 400	366, 900	409, 600		438, 800		
121	306, 700	367, 200	410, 000		439, 000		
122	307, 000	367, 600					
123	307, 300	368, 000					
124	307, 600	368, 400					
125	307, 800	368, 700					
126	308, 000	369, 100					
127	308, 300	369, 500					
128	308, 700	369, 900					

129	308, 900	370, 200					
130	309, 200	370, 600					
131	309, 500	371, 000					
132	309, 900	371, 400					
133	310, 100	371, 700					
134		372, 100					
135		372, 500					
136		372, 900					
137		373, 200					
138		373, 600					
139		374, 000					
140		374, 400					
141		374, 700					
142		375, 100					
143		375, 500					
144		375, 900					
145		376, 200					
146		376, 600					
147		377, 000					
148		377, 400					
149		377, 700					
150		378, 100					
151		378, 500					
152		378, 900					
153		379, 200					
154		379, 600					
155		380, 000					
156		380, 400					
157		380, 700					
158		381, 100					
159		381, 500					
160		381, 900					
161		382, 200					
162		382, 600					
163		383, 000					
164		383, 400					
165		383, 700					
166		384, 100					
167		384, 500					

168		384,900						
169		385,200						
170		385,600						
171		386,000						
172		386,400						
173		386,700						
174		387,100						
175		387,500						
176		387,900						
177		388,200						
178		388,600						
179		389,000						
180		389,400						
181		389,700						
182		390,100						
183		390,500						
184		390,900						
185		391,200						
186		391,600						
187		392,000						
188		392,400						
189		392,700						
190		393,100						
191		393,500						
192		393,900						
193		394,200						
定年前再任用短時間勤務職員	基礎給料月額	基礎給料月額						
	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

第2条 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項と同条第5項とし、同条第3項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌

月)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内かつ1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の範囲内で市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第17条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、附則第5項中「附則第9項及び第10項」を「附則第8項及び第9項」に改め、同項を附則第4項とし、附則第6項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、附則第13項中「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第14項を附則第13項とし、附則第15項中「附則第17項」を「附則第16項」に、「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第16項を附則第15項とし、附則第17項中「附則第13項」を「附則第12項」に、「附則第15項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第18項中「附則第15項」を「附則第14項」に、「附則第13項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第19項中「附則第15項又は」を「附則第14項又は」に、「給料の月額と附則第15項、第17項又は第18項」を「給料の月額と附則第14項、第16項又は第17項」に、「給料月額と附則第15項、第17項又は第18項」を「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第20項中「附則第13項から前項までに」を「附則第12項から前項までに」に、「附則第13項の規定」を「附則第12項の規定」に、「附則第15項」を「附則第14項」に、「附則第13項から前項までの」を「附則第12項から前項までの」に改め、同項を附則第19項とする。

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(平成24年久喜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和12年12月31日までの間における教職調整額に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額(円)
1	259,800
2	261,200
3	262,600
4	264,000
5	265,400
6	266,600
7	267,800
8	269,000
9	270,300
10	271,400
11	272,500
12	273,700
13	275,000
14	276,700
15	278,400
16	280,100
17	281,800
18	283,800
19	286,000
20	288,200
21	290,400
22	292,600
23	294,800
24	296,900

25	298, 900
26	300, 800
27	302, 700
28	304, 500
29	306, 300
30	308, 200
31	310, 000
32	311, 700
33	313, 400
34	315, 200
35	316, 900
36	318, 500
37	320, 100
38	321, 800
39	323, 600
40	325, 300
41	326, 600
42	328, 500
43	330, 300
44	332, 000
45	333, 600
46	335, 500
47	337, 200
48	338, 900
49	340, 600
50	342, 300
51	344, 000
52	345, 700
53	347, 400
54	348, 700
55	350, 000
56	351, 300
57	352, 800
58	354, 400
59	355, 900
60	357, 500
61	358, 900
62	360, 500
63	362, 100

64	363, 500
65	365, 000
66	366, 600
67	368, 200
68	369, 700
69	371, 200
70	372, 800
71	374, 300
72	375, 800
73	377, 300
74	378, 900
75	380, 500
76	382, 000
77	383, 400
78	384, 800
79	386, 200
80	387, 500
81	388, 800
82	390, 200
83	391, 500
84	392, 800
85	393, 900
86	395, 300
87	396, 600
88	397, 900
89	399, 100
90	400, 400
91	401, 500
92	402, 700
93	403, 900
94	405, 000
95	406, 200
96	407, 400
97	408, 800
98	409, 800
99	410, 800
100	411, 800
101	412, 700
102	413, 700

103	414, 800
104	415, 900
105	416, 600
106	417, 500
107	418, 400
108	419, 300
109	420, 100
110	420, 900
111	421, 700
112	422, 500
113	423, 100
114	423, 800
115	424, 500
116	425, 200
117	425, 800
118	426, 300
119	426, 600
120	426, 900
121	427, 200
122	427, 500
123	427, 800
124	428, 000
125	428, 200
126	428, 500
127	428, 800
128	429, 000
129	429, 200
130	429, 500
131	429, 800
132	430, 000
133	430, 200
134	430, 500
135	430, 800
136	431, 000
137	431, 200
138	431, 500
139	431, 800
140	432, 000
141	432, 200

142	432,500
143	432,800
144	433,000
145	433,200
146	433,500
147	433,800
148	434,000
149	434,200

(久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年久喜市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第5条 久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条の規定中久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例 第6条及び附則の改正規定 令和8年1月1日
 - (2) 第2条、第5条、附則第4項及び附則第5項の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第10条第2項第2号及び別表第1の規定、第3条の規定による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例

(以下「改正後の市費負担教職員条例」という。)別表第1の規定並びに第4条の規定による改正後の久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後的一般職任期付職員条例」という。)第7条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第17条の4第2項及び第3項並びに第17条の7第2項第1号及び第2号並びに改正後的一般職任期付職員条例第9条第2項及び第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の市費負担教職員条例又は改正後的一般職任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例又は第4条の規定による改正前の久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の市費負担教職員条例又は改正後的一般職任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(久喜市職員の分限に関する条例の一部改正)

- 4 久喜市職員の分限に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「附則第13項」を「附則第12項」に改める。

(久喜市一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部改正)

- 5 久喜市一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成25年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

令和7年12月23日提出

久喜市長 梅田修一

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職職員の給与の改定等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第82号

久喜市人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

久喜市人権擁護委員として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所 久喜市栗橋東3丁目7番24号

氏 名 石 垣 正 順

生年月日 昭和39年4月26日

令和7年12月23日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市人権擁護委員石垣正順の任期が令和8年3月31日で満了となるため、後任を推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第25号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年12月23日提出

久喜市長 梅田修一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 32,450円
- 2 相 手 方 埼玉県幸手市東四丁目17番21号
株式会社 木 村 設 備
代表取締役 木 村 祐 一
- 3 事故の概要

令和7年11月4日午前9時35分頃、久喜市八甫四丁目地内の久喜市花と香りのふれあいセンターにおいて、職員が肩掛け式刈払機で除草作業を行っていたところ、石が飛び、相手方が運転していた自動車の左後方ドアの窓ガラスを破損させた。

令和7年12月3日

久喜市長 梅 修 一